

<よくあるQA>

公園愛護協力会とはどのような組織ですか？ どのような活動をすればいいですか？

公園愛護協力会（以下「愛護会」といいます）とは、高い市民力・地域力の下、除草・清掃や公園の管理に御協力いただいているボランティア組織です。

基本的に①公園の清掃（月1回以上）、除草（年1回以上）、②公園設備及び樹木の損傷等異常の発見・報告、③公園の利用マナー向上につながる活動（公園の美化啓発等）をお願いしています（※ボランティア活動の範囲で行っていただいているものですので、責任を問うようなことはありません。）。

本市からの支援として、①公園清掃等に必要な物品（竹ぼうき、熊手、ちり取り、ゴミ袋）の提供、②公園清掃等により発生したゴミ袋の回収・処分、③報償金の支払いを行っております。

また、1年に1度、12月頃に、公園の清掃・除草の実績について御報告をお願いしております。

清掃・除草とはどの程度の作業が求められますか？

各公園の実情（広さ・樹木の多さ等）に合わせ、各愛護会で対応いただいております。土木みどり事務所から指示や指導を行うことはありません。清掃・除草の方法等でお困りのことがありましたら、お気軽に所管土木みどり事務所へ御相談ください。

トイレが存在する公園については、土木みどり事務所の委託業者がトイレ掃除を行いますので、愛護会にトイレ掃除を求めることはしておりません（覚書きにより、トイレトペーパーの散乱対応など可能な範囲で清潔の保持に協力を求めている場合を除く）。しかし、御厚意で掃除をしていただく分には問題ありません。

遊具や樹木などの異常の点検とは、どの程度の作業が求められますか？

遊具のヒビや腐敗等、お気づきのことがあれば所管土木みどり事務所へ御連絡ください。
※「遊具が壊れかけている」、「危険物がある」などの緊急性がある場合、事務所開庁時間外でも同じ番号にかけていただければ、建設局夜間緊急受付センターが受け付けます。
※「みっけ隊」（スマートフォンから道路や公園の損傷箇所を写真と地図情報で投稿できるアプリ）を是非御活用ください！ 素早く、正確に情報を伝えていただくことができます。

京都市からのお知らせ

道路や公園で損傷箇所を見つけたら「みっけ隊」アプリで投稿しよう！

「みっけ隊」はスマートフォンから道路等の損傷箇所を写真と地図情報で投稿できるアプリです。ぜひ、みっけ隊アプリをダウンロードして投稿して下さい！



みっけ隊 🔍 で検索！
みっけ隊ホームページ
<https://mikketai.city.kyoto.lg.jp>



皆さんからの投稿
お待ちしております！

愛護会への加入・脱退手続や、役員の変更があった場合の手続はどのようなものですか？

加入・脱退手続については、当該愛護会の役員の方へ御連絡をお願いします。役員の方を御存じない場合は、土木みどり事務所まで御連絡ください。

また、公園に関する事で、土木みどり事務所から御連絡させていただくことがありますので、役員（会長、副会長、会計）の変更があった場合は、土木みどり事務所への御連絡をお願いいたします。

伸びすぎている樹木の枝を切ってもいいですか？

作業に危険を伴う場合や樹木に損傷を与えてしまう場合もありますので、所管土木みどり事務所へ御相談ください。

公園利用のマナー向上に役立つ啓発活動とは、具体的にどのようなものですか？

公園内で「子どもが危険な遊びをしている」、「散歩中の犬のリードを外している」、「ごみを放置したまま帰ろうとしている」など、公園利用に支障のある行為を見かけた場合は、トラブルにならない程度で声掛けができそうな状況であれば、啓発をお願いします。

頻繁にそういった行為が繰り返されている場合は、所管土木みどり事務所へ御相談ください。

清掃・除草で集めたごみの分別は必要ですか？

- ・砂や石、土砂などは入れないでください（処分先で受け入れてもらえません）。
- ・長い枝がある場合は、60cm 以下に切ったうえで、紐で束ねるか、ボランティア袋（※土木みどり事務所で配布している、公園の清掃・除草用のごみ袋）に入れてください（処分先で受け入れてもらえません）。
- ・ボランティア袋は満杯にせず、7～8割を目安に御利用ください。
- ・その他のごみについては、京都市のごみ分別基準と同じ取扱いで分別をお願いします。

清掃・除草で出たごみは回収に来てくれますか？

・概ね1～2週間に1度の頻度でボランティア袋の回収を行っていますので、少量の場合は御連絡不要です。

・回収する袋が多数の場合（20袋以上になった場合）は、調整を行いますので、所管土木みどり事務所に御連絡ください。

・秋などの繁忙期や回収袋が多い場合は、回収に時間を要したり複数回に分けて回収したりすることがありますが、御了承ください。

※ごみを置く位置については、公園ごとに所管土木みどり事務所にお問合せください。

古くなり、使えなくなった熊手等の処分はどうしたらよいですか？

ごみであることが分かるよう表示いただき、ボランティア袋と同じ箇所に置いていただければ、回収いたします。

清掃用具や報償金の支給を受ける際は、どのような手続きが必要ですか？

清掃用具については、所管土木みどり事務所へ来所いただき、お渡ししております。

報償金については、原則として口座振込をお願いしておりますが、愛護会の口座を作られていない場合*は、土木みどり事務所での窓口払いをしております。

※愛護会の金銭管理を自治会や町内会の口座で行っている場合は、規約の整備等の手順により、自治会や町内会の口座にお振込みすることができます。

清掃用具を入れるための倉庫を公園内に置いてもいいですか？

公園内に施設の設置を希望される場合は、事前に所管土木みどり事務所に御相談いただき、所要の手続きを行っていただく必要があります（御希望に添えない場合もあります。原則として設置は1愛護会につき1倉庫としており、倉庫に収納できるものは清掃用具のみです。）。詳しくは、所管土木みどり事務所にお問合せください。

公園内に自転車など大型の放置物がある場合は、どうしたらいいですか？

所管土木みどり事務所へ御連絡ください。

愛護会の活動中の事故に備える保険はありますか？

地域の社会福祉協議会などで取り扱っているボランティア保険への加入を推奨します。詳しくは地域の社会福祉協議会にお問合わせください。

子どもでも愛護会の会員になれますか？

会長、副会長及び会計以外の会員として登録いただくことが可能です。ただし、小学生以下の方は保護者の監督の下、安全に活動に従事してください。

愛護会への加入を希望される方から連絡がありました。親しい者のみで、活動をしたいのですが、一緒に活動を行わなければならないのでしょうか？

愛護会は、原則1公園につき1協力会を認定しています。そのため、公園周辺の地域の皆さまや当該公園と関わりのある学校、福祉団体、法人やその他任意団体等の皆さまと御一緒に活動いただきますよう、お願いします。

なお、愛護会へお願いしている清掃・除草等の作業は、必ずしも会員が一同に会して行う必要はなく、皆さんの御都合に合わせて行っていただければと思います。

報償金の使い方に決まりはありますか？

決まりは特にありません。愛護会の日々の活動にお役立てください。用途については、愛護会の会員の皆様に御理解いただける内容となるよう、必要に応じて団体内で決算報告を行う等の対応をお願いします。